

令和９年度

うるま市職員健康診断業務委託契約書

（案）

うるま市

令和９年度うるま市職員健康診断業務委託契約書（案）

令和９年度うるま市職員健康診断業務の委託について、うるま市長中村正人（以下「甲」という。）と ○○○○○　代表者　○○○○（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（実施項目及び委託料）

第１条　この契約によって甲が乙に委託して実施する検査項目及び委託料は、別表のとおりとする。

（実施期日及び場所）

第２条　健康診断実施期日及び場所は、仕様書のとおりとする。ただし、やむをえない理由で、実施期日及び場所を変更する場合は、事前に甲乙協議のうえ、変更することができるものとする。

（実施場所の整備）

第３条　甲は、乙が健康診断を円滑に行うことができるよう実施場所の整備について協力するものとする。

（消耗品の支弁）

第４条　検査に必要な全ての消耗品は、乙の支弁とする。

（健康診断結果の報告）

第５条　乙は、この契約に基づき実施した健康診断結果を判定後、仕様書に基づき速やかに報告するものとする。

（個人情報の取扱い及び秘密の保持等）

第６条　乙は、委託業務を処理するために個人情報を取り扱うにあたり、別添個人情報の取扱いに関する特記仕様書を遵守しなければならない。

（委託料の請求）

第７条　乙は、健康診断を受診した職員の人数分の委託料を第１条に規定する料金に基づき算出した額に、消費税及び地方消費税（委託価格の 100 分の 10

に相当する額）を加算した額を、健康診断結果報告書を添えて、甲に請求する。ただし、税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、消費税額は変動後の税率に従って算出した額を加算し請求する。

（委託料の支払）

第８条　甲は、前条に定めるところにより請求書を受理した後、請求書を審査し適切と認めたときは、30 日以内に乙に委託料を支払わなければならない。

（事故の処理）

第９条　乙が、業務中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲に故意又は重大な過失がない限り、乙がその負担と責任において処理に当たるものとする。

２　前項の場合において、乙に故意又は重大な過失のない限り、その負担と責任について乙は甲と協議するものとする。

（契約の解除）

第１０条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）乙の責に帰すべき事由により委託業務を履行する見込みがないと認められたとき。

（２）正当な理由なしに委託業務に着手しなかったとき。

（３）その他、乙がこの契約に定める各項目に違反したとき。

（協議）

第１１条　この契約に定める事項について疑義が生じたとき、あるいはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定める。

（契約の期間）

第１２条　本契約の契約期間は、令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。

本契約の証として、本書の電磁的記録を作成し、当事者が合意の後電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

なお、本契約は契約締結の日にちにかかわらず、甲及び乙が合意した次に掲

げる日にちから効力を有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　うるま市みどり町一丁目１番１号
うるま市

うるま市長　中 村 正 人

乙　所在地
商号又は名称

代表者名